



市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬将

〒381-1221
長野市松代町東条東十人町 3116-3
電話 : 026-278-3555 F A X : 026-278-3540
e-mail : ima@ichiba-sr.com URL: www.ichiba-sr.com

職場のハラスメント防止措置義務化への対応は進んでいますか？

◆4月から中小企業もパワハラ防止措置が義務化に

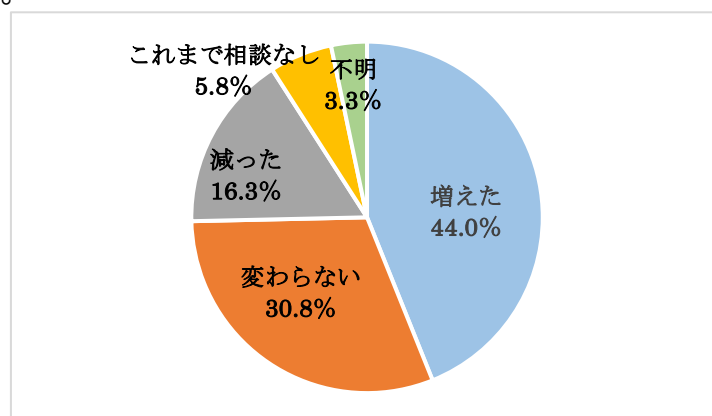
2020年6月1日にパワハラ防止法(改正労働施策総合推進法)が施行されました。中小企業については、2022年3月31日まではパワハラ防止措置は努力義務とされ、猶予期間が設けられていたところ、いよいよ2022年4月1日から義務化されます。

未対応という会社は、すぐにでも確認をしていきましょう。

◆パワハラ相談件数増加の企業が最多

一般社団法人日本経済団体連合会(経団連)が実施した「職場のハラスメント防止に関するアンケート結果」(調査期間2021年9月7日~10月15日、会員企業400社から回答)によれば、5年前と比較した相談件数として、パワーハラスメントに関する相談件数は、「増えた」が44.0%と最も多くなっています。増加の理由として、「法施行に伴う社会の関心の高まり、相談窓口の周知の強化」などが挙げられています。

すでに施行済みである大企業の会員が多い経団連ですが、今後中小企業でも同様のことが予想されます。



日本経済団体連合会 調査結果より

◆効果的な取組みの例

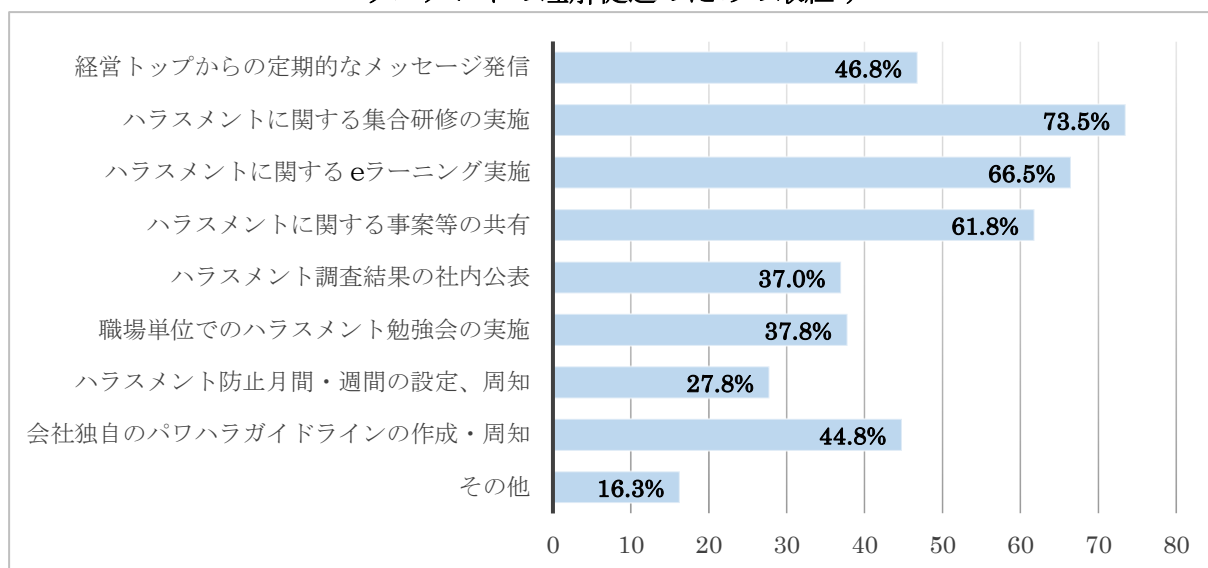
本調査によれば、ハラスメント防止・対応の課題について、特に当てはまる上位3つとして、「コミュニケーション不足」(63.8%)、「世代間ギャップ、価値観の違い」(55.8%)、「ハラスメントへの理解不足(管理職)」(45.3%)が挙げられています。これらへの効果的な取組

み事例としては、ハラスメントに関する研修の実施、eラーニング実施、事案等の共有、コミュニケーションの活性化のための1on1ミーティングの実施、社内イベントの実施などが挙げられています。ぜひ参考にしてみてください。

【日本経済団体連合会「職場のハラスメント防止に関するアンケート結果」】

<https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/114.pdf>

ハラスメントの理解促進のための取組み



日本経済団体連合会 調査結果より

新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種)実施



◆なぜ3回目が必要？

新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種)実施について、厚生労働省がお知らせしています。ワクチンの予防効果は時間の経過に伴い徐々に低下していくことが示唆されています。このため、感染拡大防止および重症化予防の観点から、初回(1回目・2回目)接種を完了したすべての方に対して、追加接種の機会を提供することが望ましいとされています。

3回目接種は、初回と同様、無料で受けられます。対象者は以下をすべて満たす方全員です。

- 2回目接種を完了した日から、原則8カ月以上経過した方
- 18歳以上の方
- 日本国内での初回接種(1回目・2回目接種)または初回接種に相当する接種(海外や製薬メーカーの治験等での2回接種)が完了している方

◆追加接種までの流れ

接種を行う期間は、令和3年12月1日から令和4年9月30日までの予定です。2回目の接種完了から原則8カ月以上後に接種できるよう、お住まいの市区町村から追加接種用の接種券等が送付されます。初回(1回目・2回目)接種時と同様、実施している医療機関や会場を探し、予約をします。なお、初回と同様に大学等での職域接種の実施も予定されています。

◆ワクチン接種は高い効果があるが、強制ではない

新型コロナワクチン接種を受けることは強制ではありません。感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解したうえで、自らの意志で接種を受けるものです。ですから、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしたりしてはいけません。厚生労働省では、ワクチン接種に関する情報提供ページを用意し、相談窓口も設置しています。不適切な取扱いのないよう、あらためて社内でルールを確認しておきましょう。

【厚生労働省「追加接種(3回目接種)についてのお知らせ」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_booster.html



暴力団関係で相談したい……

◆暴力団への対応

暴力団(かもしれない)から脅しなどを受けた場合、どうすればよいでしょうか。警察庁のホームページ(※1)では、暴力団への対応として、来訪者の氏名、所属団体、連絡先等の身分を確認する。複数で対応し、来訪理由・用件を具体的に確認する。また、言動には注意し、その場限り、一時しのぎ的な返答はしない、不当な要求は明確に断る、暴力団員から「一筆書けば許してやる。」などと言われても、書類作成や署名押印は断固拒否することが重要としています。

(※1)

<https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/bouryokudan/bouryokusoudan.html>

◆早期通報・相談がカギ

多くの方は、自分は暴力団等には関わりがないと思いがちですが、いつ、どこで、何が発端で関わりができるかわかりません。いち早く相談・通報することが、暴力団問題解決のカギとなるようです。相談・通報窓口としては、各都道府県警察(110番)、全国暴力追放運動推進センター、都道府県暴力追放運動推進センター、匿名通報ダイヤル(※2)があります。

(※2)

<https://www.tokumei24.jp/system/xb/tok.user.Index>

◆相談事例

都道府県によって異なることもあるかもしれませんが、警視庁のホームページ(※3)には、暴力関係での相談事例が多数掲載されており、参考になります。例えば、「取引先が、反社会的勢力か確認したい」という相談に対しては、契約相手が暴力団関係者かどうかなどの情報を、個々の事案に応じて可能な限り提供してくれるようです。

(※3) <https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/faq/anzennakurasi/bouryokudann.html>

~今月のことば~

自然物としての人間は、決して孤立^{こりっ}して生きられるようにはつくられていない。

このため、助け合う、ということが、人間にとって、大きな道徳になっている。

助け合うという気持ちや行動のもとのもと、いたわりという感情である。

他人の痛みを感じることも言ってもいい。

やさしさと言いかえてもいい。

「いたわり」

「他人の痛みを感じること」

「やさしさ」

みな似たような言葉である。

この三つの言葉は、もともと一つの根から出ているのである。

根といっても、本能ではない。だから、私たちは訓練をしてそれを身につけねばならないのである。

その訓練とは、簡単なことである。例えば、友達がころぶ。ああ痛かったろうな、と感じる気持ちを、そのつど自分の中で作りあげていきさえすればよい。

この根っこの感情が、自己の中でしっかり根づいていけば、他民族へのいたわりという気持ちもわき出てくる。

君たちさえ、そういう自己をつくっていけば、二十一世紀は人類が仲よしでくらせる時代になるのにちがいない。

かまくら
鎌倉時代の武士たちは、

「たのもしさ」

ということ、たいせつにしてきた。人間は、いつの時代でもたのもしい人格を持たねばならない。人間というのは、男女とも、たのもしくない人格にみりよくを感じないのである。

もう一度くり返そう。さきに私は自己を確立せよ、と言った。自分にきびしく、相手にはやさしく、とも言った。いたわりという言葉も使った。それらを訓練せよ、とも言った。それらを訓練することで、自己が確立されていくのである。そして、“たのもしい君たち”になっていくのである。

『二十一世紀に生きる君たちへ』

著 司馬 遼太郎



～事務所よりひとこと～

新年明けましておめでとうございます。今年は寅年ということで、トラにちなんで我が家の猫のことをお話ししたいと思います。

一昨年に事務所近くで保護された子猫を縁あって飼い始めました。初めのうちは猫のおかげで何かと家族の手足に生傷が絶えなかったのが、今は以前よりも落ち着き5kgの凜々しい猫に成長しました。ツンデレは可愛さのうちで、毎日癒しをもらっています。

ところで今年6月からペットショップ等で販売される犬猫について、マイクロチップの装着が義務化されるそうです。飼い主とはぐれてしまった迷い犬猫を減らすことが目的で、既に飼っている場合には努力義務が課せられるとのこと。私もヒヤリとした経験が何度かあるので、万が一に備え装着するか迷うところです。今は動物専門のペット探偵が迷子チラシの作成から出張搜索までもしてくれるサービスがあるそうで、飼い猫への愛情にどっぷり浸かってしまった私は、もし猫が脱走してしまったらそういったサービスを頼みの綱にして、血眼になって探すのだろうと自分の姿が想像つきます。そのようなことが起こらないように、今年もまた猫との攻防戦が始まります。

今年もどうぞ宜しく願い申し上げます。(寺島)